

江田島市航路維持支援金交付要綱

令和 2 年 5 月 8 日

改正 令和 2 年 8 月 7 日

改正 令和 2 年 1 2 月 1 5 日

改正 令和 2 年 1 2 月 2 4 日

改正 令和 3 年 3 月 1 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により、市内航路の乗降客数が著しく減少し、経営が悪化している航路事業者に対し、航路を維持し、市民の日常生活を守るための支援金を交付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成 1 6 年江田島市規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象期間)

第 2 条 支援金の対象期間は、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までとする。この場合において、令和 3 年 4 月から 7 月までを第 1 期、令和 3 年 8 月から 1 1 月までを第 2 期、令和 3 年 1 2 月から令和 4 年 3 月までを第 3 期に区分し、当該区分ごとに手続を行うものとする。

(対象者)

第 3 条 支援金の対象者は、次の各号の全ての要件を満たす航路事業者とする。

(1) 本市を発着点とする定期航路（海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 3 条第 1 項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業に係る航路をいう。ただし、国、県等の当該航路の運航経費に係る支援制度の適用を受ける航路を除く。）を運航していること。

(2) 前条に規定する対象期間において、前々年同月と比較して、乗降客数が 1 0 % 以上減少している月があること。この場合

において、令和4年3月にあつては、前段中「前々年同月」を「平成31年3月」と読み替えるものとする。

- (3) 令和2年4月1日現在の便数及び運賃を維持していること。ただし、対象期間中に行つたダイヤ改正が新型コロナウイルス感染症を原因としないものであるときは、同日現在の便数及び運賃を維持しているものとみなす。

(交付額)

第4条 支援金の交付額は、予算の範囲内において、次の各号に定める航路に応じ、月ごとに定額を交付するものとする。この場合において、交付の有無は、月ごとに判定するものとする。

- (1) 本市と広島市の間を運航する航路 50万円/月
(2) 本市と呉市の間を運航する航路 30万円/月

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする航路事業者（以下「交付申請者」という。）は、航路維持支援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があつた場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、航路維持支援金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに交付申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、支援金の交付決定に係る条件を付することができる。

(概算払)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに航路維持支援金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の概算払請求書を受理した場合は、速やかに交付決定者に支援金を支払うものとする。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、対象期間の末日から起算して 20 日以内に、航路維持支援金実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定等）

第 9 条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、航路維持支援金額確定通知書（様式第 5 号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、既に概算払により支払った額が前項の規定による確定額よりも多いときは、その差額の返還を求めるものとし、交付決定者は、当該額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、市長は、その全部又は一部の返還を当該交付決定者に命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

（帳簿等の備付け）

第 11 条 規則第 22 条に規定する市長が定める期間は、支援金の交付を受けた日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行し、令和2年度予算に係る支援金から適用する。

附 則（令和2年8月7日）

この要綱は、令和2年8月7日から施行し、第2期の支援金から適用する。

附 則（令和2年12月15日）

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、第3期の支援金から適用する。

附 則（令和2年12月24日）

この要綱は、令和2年12月24日から施行し、第3期の支援金から適用する。

附 則（令和3年3月18日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る支援金から適用する。